

徳島県土地利用計画(仮称)

(案)

●県土の利用に関する基本構想

△県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

相次ぐ自然災害の発生

- ・県土利用上災害に対して脆弱な構造
- ・安全・安心に対する県民の意識の高まり
→灾害に強い県土の構築

本格的な人口減少社会の到来

- ・生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加
- ・低・未利用地や空き家等の増加

→人口減少社会に応じた県土管理

自然環境と美しい景観等の悪化

- ・人の手が入ることで良好に管理されてきた自然環境や景観の悪化
- ・気候変動による自然環境の悪化や生物多様性の喪失
→自然環境の保全・再生・活用

△県土利用の基本方針

強靭安心を実現する県土利用

- ・事前復興の考え方を基本としたハード・ソフト両面からの効果的な防災・減災対策の実施
- ・災害リスクの把握及び周知

適切な県土管理を実現する県土利用

- ・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約化や地域のネットワーク化
- ・農業の担い手への農地の集積・集約をすすめ、荒廃農地の発生防止及び解消

未来環境を実現する県土利用

- ・生物多様性の確保と人間活動との調和
- ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの取組の推進や「エネルギーの地産地消」に資する再生可能な資源やエネルギーの確保や循環的利活用

人口減少、高齢化、財政的制約等が進行する中、複合的な施策の推進や多様な主体による県土の県民的経営を加味する。

- ・自然と調和した防災・減災の推進等複合的な効果をもたらす施策の積極的な推進
- ・地域主体の取組の推進と都市住民・民間企業等、多様な主体の参画による県土管理

●数値目標

| | 目標値(ha) | |
|-----|---------|---------|
| | 平成28年 | 平成40年 |
| 農地 | 29,500 | 26,670 |
| 森林 | 314,860 | 314,860 |
| 原野等 | 200 | 200 |
| 河川等 | 21,600 | 21,620 |
| 道路 | 12,600 | 13,310 |
| 宅地 | 15,590 | 16,370 |
| その他 | 20,330 | 21,670 |
| 合計 | 414,680 | 414,700 |
| 市街地 | 5,510 | 5,460 |

●地域類型別の県土利用の基本方向

相互の機能分担や対流が重要

【都市】

- ・都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約
- ・低・未利用地や空き家等の有効活用
- ・復興まちづくりの事前準備を行い災害に強い都市の形成

【農山漁村】

- ・生鮮食料供給地や県産材生産地としての地域社会の構築
- ・自然エネルギーの導入による活性化
- ・農業の担い手への農地の集約・集積

【自然維持地域】

- ・野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
- ・野生鳥獣被害対策や外来種対策の推進
- ・自然学習等の自然の尊厳や価値を体験する場としての利用促進

●地域別の概要

【東部地域】

- ・既存の人口・都市機能・基盤集積を活かした効率的な都市運営や市街地周辺部の既存集落の維持・活性化の推進

【南部地域】

- ・四国横断自動車道等の整備促進とLEDの利活用による産業振興

【西部地域】

- ・「世界農業遺産」等の観光資源を活かした観光振興

計画区分

国土利用計画に該当

土地利用基本計画に該当

両計画に該当

●必要な措置の概要

県土の保全と安全性の確保

- ・あらゆる大規模自然災害に備えた県土保全施設の整備の着実な推進
- ・防災教育の推進と地域防災を担う人材の育成
- ・警戒避難態勢等の更なる強化による住民避難の実効性の向上

土地利用関連法制等の適切な運用

- ・国土利用計画法及び土地利用関係法令の適正な運用等による適正な土地利用の確保

持続可能な県土の管理

- ・地域の状況に応じた行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を都市中心部や生活拠点等への集約
- ・「農地中間管理機構」や「とくしまブランド推進機構」等と連携した農業の担い手への農地の集約・集積
- ・「新たな森林管理システム」の円滑な運用による多様で健全な森林整備の推進

自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・「生物多様性とくしま戦略」の推進による豊かな生物多様性の保全
- ・自然エネルギーや究極のクリーンエネルギー水素の導入など地球温暖化対策の加速による脱炭素社会の実現
- ・狩猟等の担い手育成やジビエ利活用による加害鳥獣の適正な管理
- ・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の総合的な取組の推進

県土の県民的経営の推進

- ・県や市町村、地域住民、企業等の多様な主体による県土保全管理活動の推進

●五地域区分の土地利用の原則及び調整指導方針

△原則

●都市地域(一体の都市として総合的に開発し、整備し保全する必要がある地域)

※ 市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制

●農業地域(農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域)

※ 耕作放棄地の発生抑制、農用地の有効利用と生産性の向上

●森林地域

(森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域)

※ 無秩序な開発や県土資源の争奪を防ぐため公有林化の推進等

●自然公園地域(優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域)

※ 優れた自然の保護とその適正な利用の推進

●自然保全地域(良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域)

※ 将来にわたって県民が自然環境を継承できるよう積極的な保全の推進

△調整指導方針

都市地域と農業地域が重複する地域など9つの組合せについて調整指導方針を記載

例:「都市地域と農業地域」とが重複する地域」

ア 「市街化区域及び用途地域以外の都市地域」と「農用地区域」が重複する場合は、農用地としての利用を優先する。など